

運転免許証の更新について

申	請	内	容
			免許証の更新をするとき ○ 更新手続は誕生日の1か月前から、運転免許証の有効期間内に行ってください。 ※ 有効期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）及び12月29日から翌年の1月3日までの場合は、それらの日の翌日が有効期間末日になります。 ○ 更新期間前に更新をする必要があるとき （海外出張や出産等によるやむを得ない理由がある場合） ※ 運転免許証の有効期限が切れた方は、運転免許試験「有効期限切れ（失効）による再取得」をご覧ください。

申 請 場 所 と 受 付 時 間 な ど

○ **総合交通センター** 【即日交付】

◆ 更新運転免許証は、更新時講習受講後に即日交付されます。

※ 受付時間 月曜日～金曜日（休日を除く）

・ 優良運転者・一般運転者講習受講者

【午前】 9：10～10：00

【午後】 1：40～ 2：30

・ 違反運転者・初回更新者講習受講者

【午前】 8：30～ 9：10

【午後】 1：00～ 1：40

・ 高齢者講習受講済みの方

【午前】 8：30～10：00

【午後】 1：00～ 2：30

※ 更新申請書の作成は、交通安全協会ビル1階で行います。

○ **住所地の交通安全協会等**

【即日交付の交通安全協会】

◆ 高崎・藤岡・安中・伊勢崎・太田・館林・桐生・沼田の各交通安全協会、高崎北警察署及び渋川警察署では、優良運転者講習該当者の方及び即日交付を実施している警察署の管内に居住している一般運転者講習該当者の方、高齢運転者講習該当者で講習受講済みの方は、更新運転免許証が即日交付です。

※ 上記の方でも一定の条件に合致しない場合は、即日交付が出来ない場合があります。

※ 受付時間は、各交通安全協会等にお問い合わせください。

※ 違反運転者講習、初回更新者講習該当の方は即日交付はできません。講習日を指定して後日講習となります。（高崎警察署管内に居住の方の講習は総合交通センターになります。）

【後日交付の交通安全協会】

◆ 前橋東・富岡・大泉・吾妻・長野原の各交通安全協会では、手続後、約3週間後の交付となります。【免許証の有効期限を延長しますので運転に支障ありません】

・ 優良運転者講習は、申請日当日に行われます。

・ 一般運転者講習

前橋東の交通安全協会では、一般運転者講習を申請当日実施していますが、他の交通安全協会では、講習日を指定して後日講習となります。各窓口で受付時間が異なりますので、更

新連絡書で確認するか又は直接各交通安全協会へ確認してください。

- ・ 違反運転者・初回更新者講習

講習日を指定して後日講習となります。

(前橋及び前橋東警察署管内に居住の方の講習は総合交通センターになります。)

- ◆ 違反者講習、初回更新者講習該当者受付時間は、各交通安全協会にお問い合わせください。
(前橋、前橋東及び高崎警察署管内居住の方の受付場所は、総合交通センターになります。)

◎ 日曜日の更新窓口を利用したいとき

- ※ 専用電話等による予約が必要です。

必ず免許証、運転免許証更新連絡書及びメモのできるものを手元において電話してください。(代理の方が予約する場合で、免許証を預かれない方は免許証の両面のコピーを用意して下さい。)

- ※ 日曜日の更新窓口は総合交通センターのみ(即日交付)となります。

- ※ 運転免許証のICカード化により、予約時に暗証番号を決めて頂きます。

(暗証番号は4桁の数字2組です。)

- ※ 講習区分ごとに定員があります。予約状況によっては、希望日に予約が取れない事があります。

- ※ 日曜日の更新窓口では、持参した写真での運転免許証の作成はできません。

- 予約先—総合交通センター(休日を除く)

- ◆ **予約電話 027-251-8000**

- ◆ 電話受付時間

月曜日～水曜日 午前9:00～午後4:00

木曜日 午前9:00～午後0:00

必 要 書 類 な ど

- 運転免許証

- 運転免許証更新連絡書(公安委員会がご本人宛に郵送したもの)

- 更新手数料(2,500円)

- 更新時講習手数料(受講区分は、運転免許証更新連絡書に記載されています。)

- ◆ 優良運転者講習 500円

- ◆ 一般運転者講習 800円

- ◆ 違反運転者・初回更新者講習 1,350円

- 高齢者講習等を受講された方は、高齢者講習終了証明書等

- 更新と同時に免許証の本籍(国籍等)、氏名を変更するとき

- ◆ 本籍(国籍等)の記載された住民票の写し(提出)

- 更新と同時に住所だけを変更するとき

◆ 本籍(国籍等)記載の住民票の写し、又は新住所が記載された市町村発行の国民健康保険証、マイナンバーカード(個人番号カード)、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等、その他官公庁が発行した郵便物など。(提示)

- ※ 免許証用写真は手続き場所で撮影しますので用意する必要はありませんが、お手持ちの写真を免許証に使用したい場合は、持参して下さい。持参写真を免許証に使用する場合は、総合交通センター以外では、即日交付できません。

(縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景)

- やむを得ない理由により更新期間前に更新をするとき

- ◆ やむを得ない理由を証明する書類
パスポート（旅券）、診断書、母子手帳、出張証明書（海外の出張の場合）等
- 行政処分中（停止中）に更新をするとき
 - ◆ 運転免許停止通知書
 - ◆ 写真（申請書用）1枚
（縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景）
- 更新と同時に再交付するとき
 - ◆ 写真（申請書用）1枚
（縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景）
 - ◆ 本人確認書類
健康保険証、パスポート（旅券）、マイナンバーカード（個人番号カード）、旧免許証（前回のものに限る）、本籍記載の住民票の写し、免許証更新連絡書（公安委員会が発行したもの）等、いずれか一つ
外国人の方は、国籍記載の住民票の写し、在留カード、特別永住者証明書等（提示）
- ※ **住民票の写しは、マイナンバー（個人番号）の記載のないもの**

※ 市町村長が発行する「住民票の写し」は、コピー（複写）・複製をしたものでは受理できません。

経 由 更 新 申 請

● 【群馬県外窓口を経由する更新手続き】

- ◆ 優良運転者講習該当者のみ利用できます。
身体障害に係る条件が付与された方（眼鏡等、補聴器を除く）、前回の免許更新の際に期限切れ手続きをされた方、記載事項の変更を伴う方、免許証をなくされた方等は県外窓口を利用できません。
- ◆ 手続きができるのは、誕生日の1か月前から誕生日までの間です。誕生日までに手続きをしてください。
- ◆ 手続きに必要なもの
 - 運転免許証
 - 運転免許証更新連絡書
 - 免許証用写真 1枚
（縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景）
 - 群馬県収入証紙2,550円分
 - 高齢者講習等を受講された方は、高齢者講習終了証明書等
 - 経由更新手数料550円、更新時講習手数料500円
- ※ 利用される方は、受付時間等を希望する都道府県の運転免許センター等に確認して下さい。

● 【群馬県外に居住の方で群馬県の更新窓口を経由する更新手続き】

- ◆ 優良運転者講習該当者のみ利用できます。
身体障害に係る条件が付与された方（眼鏡等、補聴器を除く）、前回の免許更新の際に期限切れ手続きをされた方、記載事項の変更を伴う方、免許証をなくされた方等は利用できません。
- ◆ 手続きができるのは、誕生日の1か月前から誕生日までの間です。誕生日までに手続きをしてください。

◆ 手続きに必要なもの

- 運転免許証
- 運転免許証更新連絡書
- 免許証用写真 1枚
(縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景)
- 居住地の都道府県収入証紙等2,550円分
(都道府県によって名称が異なる場合があります。また、収入証紙を扱っていない都道府県に居住の方は、居住地の免許センター等に確認して下さい。)
- 高齢者講習等を受講された方は、高齢者講習終了証明書等
- 経由更新手数料550円、更新時講習手数料500円
- 群馬県の手続き窓口は総合交通センターで行います。

受付時間

【午前】 9:10～10:00

【午後】 1:40～2:30

※ 経由更新手続きの免許証は後日交付になります。

そ の 他 注 意 事 項

※ 道路交通法の一部改正（平成26年6月1日施行）により、運転免許証更新時に、病気等の「質問票」の記載・提出が必要になりました。（自動車の安全な運転に支障があると思われる方については、職員が病状等について具体的にお話しをうかがうことがあります。）

※ 更新時の講習受講区分が優良運転者講習の方は、県内すべての申請窓口及び各都道府県運転免許センター等の指定された申請窓口を（経由更新申請）利用することができます。

以上のほか、手続きの詳細をお知りになりたい方は、下記へお問い合わせください。

- 更新、再交付、記載事項変更届、国外免許関係、申請取消、経歴証明

運転免許課（免許係）

027-253-9300

月曜日～金曜日（休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分まで